

別記様式第2号（第5条関係）

短期受入外国人学生プログラム誓約書

年 月 日

名古屋工業大学長 殿

氏 名：

私は、短期受入外国人学生プログラムに参加するにあたり、名古屋工業大学の諸規則及び下記の事項を遵守します。

記

- 1 別に定めのある場合又は名古屋工業大学に重大な過失があった場合を除き、短期受入外国人学生が本学滞在中に発生した災害その他事故等により、傷病の治療を要する場合においては、自己の責任において対応する。
- 2 短期受入外国人学生が、故意又は重大な過失により名古屋工業大学の施設、設備等を焼失し、又は損傷したときは、その損害の全部又は一部について名古屋工業大学からの請求に応じて賠償する。
- 3 短期受入外国人学生は、プログラムの期間中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 4 前項の規定は、短期受入外国人学生としての受入れが終了した後、5年間これを適用する。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。
- 5 短期受入外国人学生は、本人の負担により滞在目的及び期間に応じた傷病保険等に加入しなければならない。
- 6 短期受入外国人学生は、受入教員の指導に従わなければならない。